

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第三百五十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条及び同法第八十三条において準用する同法第四条の規定により、私立幼稚園及び私立各種学校の設置、私立幼稚園の設置者変更並びに私立各種学校の廃止を次のように認可した。

昭和三十六年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

- 学校教育法の規定による私立幼稚園、私立各種学校の設置等の認可
- 建設業者の登録
- 結核予防法の規定による医療機関の指定
- 牛の結核病検査等の実施
- 米飯提供業者の登録
- 基準看護、基準給食施設の承認
- 争議行為の公表

設置することを認可した幼稚園

名 称 所 在 地

若桜幼稚園 八頭郡若桜町大字若桜六六五番地

設 置 者 認 可 年 月 日

宗 教 法 人 竜 徳 寺
代 表 役 員 明 石 源 明

昭 和 三 十 六 年 四 月 一 日

設置することを認可した各種学校

鳥取県米子准看護婦養成所 米子市加茂町一丁目一番地 社団法人 鳥取県西部医師会 昭和三十六年四月一日
 設置者の変更を認可した幼稚園 倉吉幼稚園 倉吉市仲之町七四二ノ一番地 学校法人 倉吉幼稚園 昭和三十六年四月一日
 廃止することを認可した各種学校 設立代表者 早川安江

名 称 所 在 地 設 置 者 認 可 年 月 日
 倉吉幼稚園 倉吉市仲之町七四二ノ一番地 学校法人 倉吉幼稚園 昭和三十六年四月一日
 双葉洋裁学苑 八頭郡河原町字河原二七番地 渡辺 行雄 昭和三十六年四月一日

鳥取県告示第三百五十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 登録番号 登録年月日 名 称 主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要
 鳥取県知事登録(八)第七五十一号 昭和三十六年六月十五日 木 村 組 西伯郡中山町東積三六一 木村 武寿 建設工事

鳥取県告示第三百五十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。
 昭和三十六年六月二十日

指定年月日 所 在 地 鳥取県知事 石 破 二 朗
 昭和三十六年六月二十日 八頭郡家町久能寺七二一 中山医院久能寺出張所 中山喜美雄 郡保
 昭和三十六年六月二十日 八頭郡家町久能寺七二一 中山医院久能寺出張所 中山喜美雄 郡保
 昭和三十六年六月二十日 八頭郡家町久能寺七二一 中山医院久能寺出張所 中山喜美雄 郡保

鳥取県告示第三百五十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病検査並びにピロプラズマ病検査及びダニ駆除並びに豚の流行性脳炎予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び豚の所有者に対し検査、駆除並びに注射を受けることを命ずる。

昭和三十六年六月二十日

- 一 実施の目的 結核病並びにピロプラズマ病及びダニ 駆除並びに流行性脳炎予防のため
 - 二 実施の区域 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 結核検査、搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月分べん前一月及び分べん後十

日以内のものを除く。
 ピロプラズマ病検査及びダニ駆除 牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
 豚の流行性脳炎予防注射 豚、繁殖用牝豚
 四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査、注射及び駆除の方法
 結核病検査…ツベルクリン皮内反応検査
 ピロプラズマ病検査…血液塗沫検査
 ダニ駆除…BHC散布
 豚の流行性脳炎予防注射 流行性脳炎予防液皮下注射

実施期日	実施区域	実施場所
六月二十六日	気高郡青谷町勝部区	勝部家畜検診所
二十七日	中郷区	中郷
二十八日	日置区	日置
二十九日	日置谷区	日置谷
三十日	青谷区	青谷

三 豚の流行性脳炎予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
第一次	第二次	
六月二十二日	六月二十八日	東伯郡北条町下北条区 各豚舎巡回
六月二十三日	六月二十九日	大栄町栄、大誠区
六月二十四日	六月二十七日	羽合町長瀬
六月二十四日	六月二十七日	倉吉市社、倉吉区

鳥取県告示第三百五十七号

・食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十六年六月十五日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十六年六月二十日

登録番号	氏名	名称又は屋号	住	営業所の所在地
五三六	山根 おすみ	千鳥 旅館	倉吉市明治町一、〇三七	住所に同じ
五三七	小林 節子	さき	鳥取市吉岡温泉町二五九	住所に同じ
五三八	荒木 政子	矢倉	東品治町一一八の七	住所に同じ

鳥取県告示第三百五十八号

健康保険法の規定による療養に関する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護、基準給食施設として、次のとおり承認した。

昭和三十六年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	基準看護	基準給食	年月日	採用点数表
医療法人共済会 清水整形外科病院	倉吉市宮川町一二九	(看) 第十六号	(食) 第三一号	昭和三十六、一	乙

00061

鳥取県告示第三百五十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条の規定に基づき、米子地区一般労働組合執行委員長田端昭彦から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十六年六月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件 賃金引き上げに関する件。

二 日時 昭和三十六年六月二十五日午前八時以降本問

題の完全解決に至るまでの期間。

三 場所 米子地区一般労働組合因伯通運米子支部の組

合員が就労する因伯通運株式会社的全職場又は

はその一部。

四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は

全部を実施する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発 者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月極 一三〇円（送料共）]